



島根県報

平成25年8月30日（金）

第2,525号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく指定地方公共機関の指定	（防災危機管理課）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（食料安全推進課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ " ）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（ " ）	4

【公 告】

平成25年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	4
--------------------	-------------	---

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	5
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	8

告 示**島根県告示第590号**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定した法人の名称

- (1) 松江保健生活協同組合（施設の名称 総合病院松江生協病院）
- (2) 特定医療法人沖繩徳州会（施設の名称 医療法人沖繩徳州会出雲徳州会病院）
- (3) 社会福祉法人恩賜財団 済生会支部島根県済生会（施設の名称 社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院）
- (4) 社会医療法人石州会（施設の名称 社会医療法人石州会六日市病院）
- (5) 一般社団法人島根県医師会
- (6) 公益社団法人島根県看護協会
- (7) 一般社団法人島根県歯科医師会
- (8) 一般社団法人島根県薬剤師会
- (9) 一般社団法人島根県LPガス協会
- (10) 出雲ガス株式会社
- (11) 浜田ガス株式会社
- (12) 一畑電車株式会社
- (13) 一畑バス株式会社
- (14) 石見交通株式会社
- (15) 公益社団法人島根県トラック協会
- (16) 隠岐汽船株式会社

2 指定日

平成25年 8 月 19 日

島根県告示第591号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
11367428780	金久和（全和黑原5648）	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更

島根県告示第592号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示

する。

平成25年 8 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市桜江町今田534-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町宇波2683-22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第594号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日から施行する。

平成25年 8 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表江津市の項中	沖の浜	簡易耐火構造2階建	昭和51	0.91	を
			昭和52		

」

「

沖の浜	簡易耐火構造 2 階建	昭和51	0.91
	中層耐火構造 3 階建	平成25	0.97

に改める。

」

島根県告示第595号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成25年島根県告示第203号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日から施行する。

平成25年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表江津市の項中	沖の浜団地	—	を
		(315円)	

「

沖の浜団地	1,260円 (315円)
-------	------------------

に改める。

」

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成25年11月8日（金）午前9時30分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

2 試験場所

学科試験及び実地試験

松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎

今年度は、全ての試験を同一の会場で行う。

3 試験の内容

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 薬品及び繊維の鑑別
- イ しみぬき
- ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成25年8月30日（金）から9月20日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成25年9月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（縦11センチメートル、横8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成25年12月17日（火）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-0887 松江市殿町128番地 電話0852-22-6529）にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

島根県公安委員会規則第7号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第26号の5から様式第26号の7までの規定中

てんいじょう 36点以上	きおくりよく ほんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。	を
てんちよう てんみまん 0点超 36点未満	きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。	
てんい か 0点以下	きおくりよく ほんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。	

てんいじょう 76点以上	きおくりよく ほんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。	に
てんいじょう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく ほんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。	
てんみまん 49点未満	きおくりよく ほんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。	

改める。

様式第26号の8を次のように改める。

様式第26号の8 (第23条の5 関係)

(裏面)

講 習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = 1.15 × A + 1.94 × B + 2.97 × C

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合には、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反がある場合には、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることとなります。認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところや、島根県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 30 日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

島根県公安委員会規則第 8 号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第107条の 6 の項中「に対する運転禁止等の報告」を「への報告及び国家公安委員会からの通報の受理」に改める。

別表災害対策基本法の部を次のように改める。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第 2 項	防災訓練のための交通の禁止又は制限の実施
	第76条第 1 項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における交通の規制の実施
	第76条第 2 項	通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知措置

別表武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の部を次のように改める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第 2 項	国民の保護のための措置についての訓練のための交通の禁止又は制限の実施
	第155条第 1 項	国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の実施
	第155条第 2 項	通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知措置

別表武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の部を次のように改める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第 6 条	国民の保護のための措置についての訓練のための交通の禁止又は制限の手續に関すること。
	第39条	国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手續等に関すること。

別表原子力災害対策特別措置法施行令の部の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）	第12条第 2 項	新型インフルエンザ等対策についての訓練のための交通の禁止又は制限の実施
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）	第 4 条	新型インフルエンザ等対策についての訓練のための交通の禁止又は制限の手續に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。